

茅ヶ崎都市計画生産緑地地区の変更（茅ヶ崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 47.1 ha	<p>堤字羽根沢及び字八王子原地内において箇所番号 4 を廃止</p> <p>香川五丁目地内において箇所番号 9 を廃止</p> <p>香川三丁目地内において箇所番号 22 を廃止</p> <p>萩園字辻西地内において箇所番号 68 を廃止</p> <p>西久保字上ノ町地内において箇所番号 96 を廃止</p> <p>西久保字大屋敷地内において箇所番号 109 の区域を縮小</p> <p>円蔵字御屋敷地内において箇所番号 131 の区域を縮小及び箇所番号 135 を廃止</p> <p>円蔵字下ケ町地内において箇所番号 143 の区域を縮小</p> <p>今宿字生花田地内において箇所番号 159 を廃止</p> <p>今宿字萩原地内において箇所番号 168 を廃止</p> <p>今宿字上北ノ窪地内において箇所番号 172、177 を廃止</p> <p>今宿字北ノ窪地内において箇所番号 182 を廃止</p> <p>今宿字下ノ川地内において箇所番号 195 を廃止</p> <p>浜之郷字本社地内において箇所番号 207 を廃止</p> <p>浜之郷字宮ノ腰地内において箇所番号 213 を廃止</p> <p>矢畑字金山地内において箇所番号 241 を廃止</p> <p>中島字番屋地内において箇所番号 251 の区域を縮小</p> <p>中島字中河原地内において箇所番号 252 を廃止</p> <p>中島字丸島地内において箇所番号 256、258 を廃止</p> <p>中島字池ノ上地内及び前河内地内において箇所番号 265 の区域を縮小</p> <p>柳島二丁目地内において箇所番号 273 を廃止</p> <p>松尾字台地内において箇所番号 291 の区域を拡大及び縮小</p> <p>共恵一丁目地内において箇所番号 293 を廃止</p> <p>本村四丁目地内において箇所番号 299 の区域を縮小</p> <p>赤羽根字六匁地内において箇所番号 323 を廃止</p> <p>高田四丁目地内において箇所番号 332 を廃止</p> <p>松林三丁目地内において箇所番号 349、352 の区域を縮小及び箇所番号 350 を廃止</p> <p>松林二丁目地内において箇所番号 362、363 を廃止</p> <p>松林一丁目地内において箇所番号 365 を廃止</p> <p>菱沼一丁目地内において箇所番号 380、381 を廃止並びに箇所番号 383 の区域を拡大及び縮小</p> <p>菱沼二丁目地内において箇所番号 391、392 を廃止及び箇所番号</p>

	<p>393、399の区域を縮小及び箇所番号526を追加</p> <p>小和田一丁目地内において箇所番号402、404を廃止及び箇所番号407の区域を縮小</p> <p>小和田二丁目地内において箇所番号410の区域を縮小</p> <p>松が丘二丁目地内において箇所番号432、433を廃止</p> <p>平和町地内において箇所番号434の区域を縮小</p> <p>美住町地内において箇所番号435を廃止</p>
--	---

「位置及び区域は計画図表示のとおり」